

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

電気工事士免状の交付（第一種）

根拠条文

電気工事士法 第4条（電気工事士免状）

- 2 電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。
- 3 第1種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。
  - 一 第1種電気工事士試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める電気に関する工事に関し経済産業省令で定める実務の経験を有する者
  - 二 経済産業省令で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者
- 5 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、電気工事士免状の交付を行わないことができる。
  - 一 次項の規定による電気工事士免状の返納又は次条第6項の規定による特性電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者
  - 二 この法律の規定に違反し、罰金以上の利に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

同法施行規則第2条の4（省略）

審査基準

電気工事士法第4条第3項第1号の実務経験についての審査基準は、次に掲げるとおり。

電気工事士法の規定により第1種電気工事士免状等の交付を受けるために必要な実務経験について（平成7年12月1日付7資公部第409号通達）による。

（当該通知は、消防チームで閲覧できます）

なお、電気工事士法第4条第3項第2号の認定については別紙にあります。

標準処理  
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
10日	機 関		機 関	消防チーム	
	期 間		期 間	10日	